

## 3 階建共同（集合）住宅直結給水基準

3 階建て共同住宅の 1 階から 3 階までの部分に直結給水しようとする場合、以下のとおり基準並びに施工条件を定める

### 1. 適用建物

3 階建て共同住宅並びに店舗併用集合住宅・事務所とする。

### 2. 適用条件

#### 1) 地域

給水区域内で本管口径 75 mm 以上からの分岐とし、口径 100 mm 未満の本管については、管網を構成していること。ただし、最小動水圧が 0.245 MPa (2.5 kgf/cm<sup>2</sup>) を確保できていない場合は除く。

#### 2) 特別地域

児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業区域ならびに児玉都市計画事業上里町田通土地区画整理事業区域については、本管口径 75 mm 以上からの分岐とする。ただし、最小動水圧が 0.245 MPa (2.5 kgf/cm<sup>2</sup>) を確保できていない場合は除く。

#### 3) 圧力測定

1)、2) での最小動水圧が 0.245 MPa (2.5 kgf/cm<sup>2</sup>) の測定は 24 時間連続測定を 2 回実施し、測定結果を提出すること。

#### 4) 対象建物

(1) 事務所および店舗併用集合住宅の店舗部においては、一日最大使用量は 10 m<sup>3</sup> 以下とする。

(2) 共同（集合）住宅については、18 戸以下とする。

(3) 給水栓の最高設置高さは、本管理設道路より 8.5 m 以下とする。

#### 5) 水道メーター設置基準

(1) 原則として 1 階地中にメーターボックス並びに水道メーターを設置すること。尚、この場合の 3 階部へ給水する水道メーターの口径は  $\phi$  20 mm 以上とする。

(2) 水道メーターをパイプシャフト内に設置する場合、メーターユニット（集合住宅用メーター配管ユニット）を設置すること。また、この場合メーター下流側に逆止弁を設置すること。

## 6) 給水装置の構造

(1) 本管より分岐し宅地内に止水器具(乙止水栓)及び逆止弁を設置すること。尚、この逆止弁は容易に点検・交換ができるものとする。

(2) 各戸にメーターを設置し、メーター上流側に止水器具を設置すること。尚、下流側に逆止弁を設置した場合、(1)逆止弁は省略できる。

(3) メーターユニット(集合住宅用メーター配管ユニット)止水器具の上流側にはフレキシブル継手を設置すること。

## 3. 維持管理の適用除外

(1) 水道メーターをパイプシャフト内に設置する場合、給水装置漏水等修繕工事申込み兼工事費免除申請(以下「申請」)による取り扱いは適用せず、第1止水栓(乙止水栓)を申請の水道メーターとする。

## 4. 事前協議

直結給水を受けようとする場合、上里町指定給水装置工事事業者を通じて「3階建共同住宅直結給水事前協議書」並びに、次の各号の書類を2部ずつ提出しなければならない。

- 1) 案内図
- 2) 建築物平面図
- 3) 各階平面図
- 4) 建物立面図
- 5) 給水装置の配管図
- 6) 水圧測定記録
- 7) 材料承諾願

## 5. その他

この基準に定めのない事項については、管理者が別に定める。

## 6. 適用期日

平成18年 1月 1日から適用する。